

いわき市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書

年 月 日

(宛先)いわき市長

申請者(支給対象者)住所(申請時)
住所(犯罪発生時) 申請時同じ

氏名

生年月日 年 月 日生

電話 — —

遺族見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 亡くなる原因となった犯罪の内容

犯罪被害申告書(遺族見舞金)(別記第2号様式)

<加害者> 不明

住所:

フリガナ氏名: (被害者との関係)

2 犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係

配偶者(事実婚を含む) 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

※配偶者以外の場合のみ～生計維持関係 あり なし

3 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ

死亡の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、第1順位遺族と加害者は、親族関係(事実婚を含む)にありません。

当該犯罪において、犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行為(犯罪を誘発したなど)はありません。

4 当該犯罪による遺族見舞金や重傷病見舞金(同種の見舞金を含む)の受給の有無

なし あり 受給した地方公共団体()

受給額(円)

5 見舞金の返還

- 見舞金の支給後に、いわき市犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条第1項(支給決定の取消)の規定に該当することが判明した場合、同要綱第12条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。

6 暴力団排除の誓約

- 犯罪被害者又は第1順位遺族は、いわき市暴力団排除条例(平成24年7月5日いわき市条例第41号)第2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

また、私が提供する個人情報、見舞金支給の審査に必要な範囲内でいわき市、福島県及び福島県警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申請者(支給対象者) 氏名 (署名)

代理申請者(※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合のみ記載してください。)

やむを得ない理由

(代理申請者)住 所
氏 名 (署名)
生年月日 年 月 日生
電 話 - -
申請者(支給対象者)との関係

<添付書類>

- 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類
 - 犯罪被害者の消除された住民票の写し
 - 申請者が、当該死亡の原因となる犯罪が行われたときにおいて、本市に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等、要綱第3条第2項に規定する支給対象者にあつては、居住していたことが客観的に確認できる書類)
 - 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類(戸籍の謄本又は抄本等)
- ※以下は必要に応じて添付
- ・ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるとき
 - その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)
 - ・ 申請者が配偶者以外の者であるとき
 - 第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)
 - ・ 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるとき
 - 当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等)
 - ・ 第1順位遺族が2人以上いるとき
 - いわき市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書(別記第3号様式)

注1 のある欄は、該当する項目 \square のレ印を付してください、

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。